

よなご 市議会だより

第 6 号

平成18(2006)年9月1日発行
発行 米子市議会
編集 議会だより編集委員会
米子市加茂町一丁目1
TEL (0859) 32-0302
Eメール gikai@yonago-city.jp



第2期 米子市議会議員

平成18年7月定例会の
あ ら ま し

平成18年7月定例会は、7月20日から8月8日までの20日間の会期で開かれました。

今定例会は、6月25日に行われた市議会議員一般選挙後初の議会であり、開会日の7月20日には、最初に、正副議長の選挙が行われました。その結果、議長に吉岡知己議員が、副議長に松井義夫議員が、それぞれ選出されました。次に、議員発議により「米子市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の議案1件が提案され、原案のとおり可決されました。次に、議会運営委員及び常任委員の選任が行われました。次に、議員発議により「特別委員会の設置について」の議案1件が提案され、原案のとおり可決されるとともに、特別委員の選任が行われました。続いて、西部広域行政管理組合等の議員の選挙及び互選が行われました。最後に、市長から「監査委員の選任について」の議案1件が提案され、原案のとおり同意されました。

21日には、まず、市長から「米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

主 な 内 容

定例会のあらし	1・2
会派構成	2
議長・副議長就任あいさつ	3
委員会構成	3
意見書	4・5
宣言	5
市政一般に対する質問	6～18
議案等審議結果一覧表	19・20

などの議案2件が提案され、委員会審査の後、原案のとおり可決されました。続いて、市長から「専決処分について（米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」などの議案32件及び報告7件について提案理由の説明及び報告がありました。

7月25日から28日及び31日の5日間は、24人の議員による市政一般に対する質問が行われました。

8月1日から4日までの4日間は、議案及び陳情の審査等のため、委員会が開催されました。最終日の8月8日には、まず、各常任委員会の委員長から議案及び陳情の審査報告があり、採決の結果、「イズミ」の米子進出反対に関する陳情」などの陳

別表

区分	件数
議案	45
報告	7
陳情	17
合計	69

情7件については、賛成多数により採択に決し、その他の議案及び陳情については、いずれも、委員長報告のとおり決しました。次に、市長から「工事請負契約の締結について」の議案1件が提案され、委員会審査の後、原案のとおり可決されました。次に、市長から「平成17年度米子市水道事業会計の決算認定について」などの議案4件が提案され、閉会中に継続して審査することに決しました。最後に、議員発議により「地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書」などの議案3件が提案され、いずれも、原案のとおり可決されました。

なお、今回審議された案件は、別表のとおり69件で、審議結果については、19・20ページの一覧表のとおりです。

会派構成

(平成18年8月8日現在)

新風 (10人)	 中村昌哲  渡辺照夫  吉岡知己  中田利幸  谷本 栄  渡辺稯爾  岩崎康朗  竹内英二  野坂道明  松田 正
未来 (6人)	 八幡美博  門脇邦子  森 雅幹  中川健作  内田隆嗣  伊藤ひろえ
新政会 (5人)	 山形周弘  松井義夫  矢倉 強  藤尾信之  尾沢三夫
公明党議員団 (4人)	 安田 篤  安木達哉  笠谷悦子  原 紀子
日本共産党 米子市議会議員団 (2人)	 岡村英治  松本松子
一院クラブ (1人)	 遠藤 通
明正会 (1人)	 中本実夫
誠心 (1人)	 宮田 誠

議長・副議長の就任あいさつ

議長
吉岡 知己副議長
松井 義夫

市民の皆様には、日ごろ市政各般にわたり温かいご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

私たちは、去る7月20日、議長、副議長の要職に就任し、議会運営の重責を担うことになりましたが、その責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。

本市は、旧淀江町との合併により、新しく生まれ変わり、1年余りを経過しましたが、厳しい財政状況の下、市民福祉の向上、地域経済の活性化等に向けて、取り組むべき課題が山積しております。

私たちは、このような諸問題に対し、市当局とともに慎重かつ迅速に対応するとともに、質の高い開かれた議会として公正公平な運営に努め、協働によるまちづくりを通して、市民の皆様のご期待にこたえる決意でございます。

何とぞ、皆様には、今後ともより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げ、就任に当たってのあいさつとさせていただきます。

委員会構成

◎=委員長 ○=副委員長

(平成18年8月8日現在)

常任委員会

(総務文教委員会) 【定数8人】

◎岩崎康朗 ○森 雅幹 遠藤 通 岡村英治 安木達哉 山形周弘 渡辺穰爾
渡辺照夫

(民生環境委員会) 【定数8人】

◎伊藤ひろえ ○松本松子 笠谷悦子 谷本 栄 藤尾信之 松田 正 八幡美博
吉岡知己

(産業経済委員会) 【定数7人】

◎安田 篤 ○野坂道明 内田隆嗣 尾沢三夫 門脇邦子 中村昌哲 宮田 誠

(建設水道委員会) 【定数7人】

◎矢倉 強 ○竹内英二 中川健作 中田利幸 中本実夫 原 紀子 松井義夫

議会運営委員会 【定数8人】

◎渡辺照夫 ○山形周弘 遠藤 通 谷本 栄 中川健作 森 雅幹 安田 篤
渡辺穰爾

特別委員会

(美保基地問題等調査特別委員会) 【定数7人】

◎矢倉 強 ○渡辺穰爾 門脇邦子 中村昌哲 原 紀子 松井義夫 宮田 誠

(中海問題等調査特別委員会) 【定数7人】

◎中川健作 ○岩崎康朗 伊藤ひろえ 尾沢三夫 松本松子 安田 篤 吉岡知己

(行財政改革問題等調査特別委員会) 【定数8人】

◎安木達哉 ○岡村英治 遠藤 通 竹内英二 谷本 栄 藤尾信之 森 雅幹
渡辺照夫

(都市機能整備問題等調査特別委員会) 【定数8人】

◎中田利幸 ○八幡美博 内田隆嗣 笠谷悦子 中本実夫 野坂道明 松田 正
山形周弘

※ 委員長、副委員長以外は五十音順

▽意見書▽ 7月定例会で可決された意見書は、次の3件です。

地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書

現在、経済財政諮問会議は、2010年代初頭までにプライマリーバランス(基礎的財政収支)の黒字化を目指すとし、「歳出・歳入一体改革」を議論している。与謝野金融・経済財政政策担当大臣の中間取りまとめでも、その「歳出削減」の一環として「歳出の大胆な削減、基準財政需要額の見直し、現在の基準を見直すことによる不交付団体数の増加を始めとする地方交付税制度の改革等を加速する」としている。竹中総務相は、プライマリーバランス改善のために「地方交付税は6兆円減可能」(3月29日経済財政諮問会議)と試算したが、この歳出削減については、骨太方針2006の中に反映された。

地方交付税は地方の固有財源であり、国の借金の付けまわしとして、しかも地方の代表者も入れずに「改革」というのは許されない。地方交付税制度は、憲法で地方自治体に保障された「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」ことを実現するためのものであり、その削減は住民の暮らしや福祉のためのサービスを切り捨てるものである。

地方の事務の中で国が法律で義務付けているものは、消防や保育所など住民の暮らしに密接にかかわるものである。国が義務付けているならば、その財源の保障を削るべきでない。

地方交付税は、地方自治体と住民サービスの命綱とも言うべきものである。

よって、政府におかれては、下記事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 地方交付税制度は、財源保障機能と財政調整機能を併せ持つ制度として充実させること。
 - 2 国の財政の歳出削減の一環として、地方共有の財源である地方交付税を一方向的に削減することをやめること。
 - 3 決定のプロセスに地方の代表者の参加を保障し、「法定率」の引き上げを含め地方交付税の充実を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年8月8日

米子市議会

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 金融・経済財政政策担当大臣 様

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

現在、公定歩合が年0.10パーセント、銀行の貸出平均金利が年2パーセント以下という超低金利時代の我が国において、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利(年15~20パーセント)でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法第43条の要件遵守を条件に、出資法の上限金利たる年29.2パーセント(日賦貸金業者及び電話担保金融は、年54.75パーセント)という超高金利での営業をしている(いわゆる「みなし弁済」)。

先般、最高裁判所は、貸金業者のほとんどが採用する「リボルビング式」の貸付けに「みなし弁済」の適用はないと判示し(最判平成17年12月15日)、強行にみなし弁済の成立を主張し続けてきた株式会社シティズに対してもその主張を退けたところである(最判平成18年1月13日)。両判決の意味するところは、あらゆる貸金業者の貸付けに「みなし弁済」が成立しないということであり、もはや、貸金業規制法第43条の存続意義は認められないと言える。

「みなし弁済」が成立しない以上、利息制限法の制限金利を超えた部分は「払う必要のない利息」であるにもかかわらず、貸金業者は、両判決の後も利息制限法に定める所定金利に改めないばかりか、法を知らない債務者に何らの説明をすることもなく、本来無効の利息を違法に受け続けている。

一方、長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が「払う必要のない利息」のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至っている。また、平成17年における金融広報中央委員会の調査では、「貯蓄を保有していない世帯」の比率が全体の23.8パーセントを占めている。余裕資金のない中で、突発的な出費に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子どもの学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化している。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎える。

よって、国会、政府におかれては、貸金業規制法第43条の存続意義がなくなった今、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望する。

記

- 1 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
 - 2 貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
 - 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年8月8日

米子市議会

衆議院議長 参議院議長 様
内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 金融・経済財政政策担当大臣 様

基地対策予算の増額等を求める意見書

我が国には、多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因するさまざまな問題が発生し、住民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

そのため、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替性格を基本とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び基地交付金の対象外である米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)が交付されている。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

しかし、基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要である。

よって、政府におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年8月8日

米子市議会

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 防衛庁長官 様

▽宣言▽ 3月定例会で次の7つの都市宣言が議決されました。(平成18年3月28日議決)

非核平和都市宣言

真の恒久平和は、私たち人類共通の願いです。
しかし、世界各地で今なお紛争が絶えず、依然として軍備の拡大が続けられ、世界平和に深刻な脅威をもたらしていることに、世界中の人々が等しく憂えています。
我が国は、世界で唯一の核被爆国として、再びあの広島、長崎の惨禍を繰り返してはなりません。また、日本国憲法の恒久平和主義の理念を市民生活の中に生かし、継承しなければなりません。
したがって、米子市は、核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませぬという非核三原則の完全実施と、すべての核兵器の廃絶を全世界に向かって訴えるとともに、ここに「非核平和都市」を宣言します。

暴力追放都市宣言

暴力のない明るく住みよい地域社会を実現することは、市民共通の願いです。
しかし、法秩序を無視した暴力行為が後を絶たず、市民の日常生活や経済活動に大きな不安と脅威を与えています。
平穏な市民生活を守り、安全で安心な地域社会にするためには、市民が総ぐるみで暴力行為を認めない地域づくり、すべての暴力を排除していく社会環境づくりに努めていく必要があります。
よって、米子市は、市民とともに暴力の追放及び根絶に努力し、明るく、平和で住みよい地域社会の実現を目指して、ここに「暴力追放都市」を宣言します。

交通安全都市宣言

交通事故のない安全で快適な地域社会を実現することは、市民共通の願いです。
しかし、高齢社会の到来を初め社会情勢と交通環境の変化に伴い、交通事故は後を絶たない現状にあります。
子どもたちや高齢者を初めとするすべての市民が、悲惨な交通事故に遭わぬよう、道路交通環境の整備はもとより、市民一人ひとりが交通安全意識を高め、シートベルトやチャイルドシートの着用の徹底、暴走・飲酒運転の根絶など、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することが必要です。
よって、米子市は、すべての市民とともに、交通事故のない安全で安心して暮らせる都市を実現することを目指して、ここに「交通安全都市」を宣言します。

人権尊重都市宣言

私たちは、だれもが日本国憲法で保障された基本的人権を享有し、人間らしく幸せに生活したいと願っており、社会生活において人権の侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。
しかし、私たちの周りでは、依然としてさまざまな人権侵害が後を絶たず、その解決は、急務の課題となっています。
今こそ、すべての市民がお互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心をはぐくんできるとともに、人権を自分自身の問題として考え、学び、行動することが大切です。
ここに、あらゆる人権侵害をなくすことを誓い、安心して、自信を持って、自由に行動できる社会の実現のために、米子市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

健康都市宣言

健康は、市民の幸せと都市の発展を図る上に欠くことのできない必須の要件です。
米子市は、恵まれた環境を生かし、明るい健康な都市づくりを目指して、市民と行政が一体となってその実現にまい進することを決意し、ここに「健康都市」とすることを宣言します。

福祉都市宣言

今日の高齢化社会、少子化時代の中で、すべての市民が安心して、生き生きと楽しく生活できる地域づくりが求められています。
障がい者や高齢者など社会生活においてハンディキャップを負う人々を、特別視することなく、当然のこととして包含する社会こそが正常です。
ハンディキャップの有無にかかわらず、だれもが平等に権利を享受できるようにするという「ノーマライゼーション」の理念のもと、すべての市民の「完全参加と平等」の実現を図るため、心の通う温かい地域社会をつくるのが重要です。
米子市及び米子市民は、だれもが安全かつ快適に生活することができるよう、社会基盤の整備を行っていくとともに、市民が主体となってお互いの基本的人権を尊重し合い、豊かな心をはぐくんできることができるよう、福祉のまちづくりの推進を目指し、米子市を「福祉都市」とすることを宣言します。

環境都市宣言

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものです。
しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えています。
我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。
我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。

市政一般に対する質問

質問と答弁については、紙面の都合上、1人2項目以内として、要約して掲載しました。



八幡美博 議員(未来)

人事政策における格付制度について

■議員 現在策定中の「米子市職員人材育成基本方針(素案)」では、「管理職昇任前の研修や管理職昇任資格試験など、能力主義に基づく昇任管理について検討する」となっているが、管理職(係長、課長、部長)昇任時の試験制度の導入について、どこまで検討されているのか。

■市長 昇任試験制度は、総合的な人材育成の観点からの検討が必要と考えており、このたび策定した人材育成基本方針に基づき、個別の項目に取り組み中で、総合的に検討していきたい。
■議員 意思決定のスピード

アップと権限委譲の推進のために、チーム制を導入し、管理職ポストの削減を図るべきだと考えるかどうか。

■市長 所管業務によつては、課内の事務配分の合理化、業務の繁閑の調整、担当者から課長の直結の業務体系をとることによる意思決定の迅速化などの効果が期待されるが、チーム制を採用した場合でも、チームの運営とメンバーに対する指導を行うチームリーダーは必要であり、ポストの大幅な削減にはつながらないと考えている。しかし、市民ニーズの変化等に的確に対応するため、組織機構の検討にあわせて研究してみたい。

彫刻シンポジウムについて

■議員 本市の彫刻シンポジウムの特徴は、制作過程を通じ、本来の意味で市民との交流が図られるところにあり、芸術界で

は全国的に米子方式とも言えるこの運営方法が大きな評価を得ている。10回目を迎えた今年、突然の休止宣言を受けて、市民の間に継続を望む声が沸きあがっている。そこで、以下伺う。
(1)まず、休止ありきという市の姿勢に問題があると思う。どのような経過で休止の判断をされたのか。

(2)市長は、「別な形としてでもやっていこう」ということがあれば検討したい」と答弁されているが、検討の前提としてどんな形を想定しているのか。

■市長 (1)本年の4基の彫刻の設置により、当初の目的としていた彫刻ロードの回遊性が一応確保されることになるからである。
(2)今後の「彫刻のあるまちづくり基本計画」のあり方は、これまで積み重ねてきた彫刻のあるまちづくりの成果をどのよう

に活用し、いかしていくかということなどの課題があるものと考えており、様々な方策や手法が考えられるものと思うが、担当部署に関係者とも協議し、検討するよう指示している。
(その他の質問項目)

○都市計画マスタープランについて
○入札制度について



原 紀子 議員(公明党)

米子市における「食育推進計画」の策定について

■議員 昨年の4月から「栄養教諭」制度がスタートし、今年4月には26道府県に配置されている。栄養教諭は学校内における指導にとどまらず、保護者への助言、地域社会や関係機関と地域の食育について連携を図るなど地域の食育向上のための中核として大きな役割を果たすことが期待されている。その栄養教諭の配置推進状況を伺う。

■教育長 県内では、栄養教諭はまだ配置されていないが、現在、資格取得者数が20名、今年度の取得見込者数が24名である。なお、県教育委員会からは、来年度は配置する方向で検討したいと伺っている。

■議員 学校給食における地産地消の割合を伺う。

■教育長 16年度は49割であり、17年度は47割である。

■議員 2010年までの目標数値は、①食育に関心を持って

いる人を9割に②朝食を抜く小学生をゼロに、20、30歳代は15割以下に③学校給食への地元食材の使用割合を30割以上に1である。③はクリアされているが、食育基本法の趣旨を実現するため、本市も「食育推進計画」の策定に積極的に取り組んでいただきたい。

米子市の耐震改修促進計画について

■議員 いづごろをめどに計画を策定しようとしているのか。

■市長 18年度中に県の耐震改修促進計画が策定されると伺っているため、19年度中の策定を予定している。

■議員 今年度は、一戸建て住宅の耐震診断補助枠が20戸から30戸に拡大され、7月から受付が開始されたが、補助制度の概要を伺う。

■市長 今年度は、昨年度設定していた補助の対象となる建築物の種類や規模要件を取り除き、昭和56年5月31日以前に建築されたすべての建築物を対象にしており、一戸建て住宅は4万円、それ以外の建築物は200万円を限度に補助を行う。補助対象戸数は、一戸建て住宅は30戸、その他の建築物は

2棟分を予定している。

■議員 大地震に備えて住宅の耐震化を進めるために、今年の4月から耐震改修促進税制がスタートしたが、その概要を伺う。

■市長 平成18年度の税制改正において、既存住宅の耐震改修をした場合、固定資産税額の減額措置、所得税額の特別控除が「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」として創設されたものである。

(その他の質問項目)

○少子化対策について

○行政改革について

○「日本司法支援センター」(愛

称・法テラス)について



伊藤ひろえ議員(未来)

ごみ減量化について

■議員 本市のごみ処理にかかる経費は年間約22億円だが、品目別の処理コストを伺う。

■市長 17年度決算で、可燃ごみ約14億3000万円、不燃ごみ・不燃性粗大ごみ約

2億6400万円、ビン・缶類約1億2600万円、古紙類約1億8900万円、発泡スチロール約5500万円などである。

■議員 有料化するごみの区分は、廃棄物減量等推進審議会で審議中だが、有料ごみと無料ごみに分ける考え方と品目を伺う。

■市長 有料化の範囲を「可燃ごみ」「可燃ごみと不燃ごみ」すべての「ごみ」の3つに設定し、相対的なごみの減量効果とリサイクル率の向上の両面が期待できる「可燃ごみと不燃ごみの有料化」が適切であるとの意見集約がなされている。

■議員 ペットボトルやトレイなどは、少なくとも店頭回収が可能だと考えるがいかがか。

■市長 ペットボトルはコンビニや一部の店舗で、トレイはほとんどのスーパーや百貨店で実施されているが、いずれも各事業者や店舗等の自主的な判断によって実施されているものであり、本市としても一層の協力をお願いしたい。

地域包括支援センターについて

■議員 地域包括支援センター(以下「センター」という)設立の目的を伺う。

■市長 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していただくように、相談を受け付けたり、見守ったりして、心身の状態にあわせた支援を提供するための地域における総合的なサービス拠点として位置付けられている。

■議員 センターのチェック機能として、センター運営協議会が設置され、第1回目の協議会が開催されたが、センターの活動状況及び問題点を伺う。

■市長 4月からの3か月間の活動状況は、訪問・来訪等によって高齢者の生活の基本的な状況を把握する実態把握が849件、総合相談が3220件、ケアマネージャーへの困難ケースへの支援が205件である。また、要支援1・2と判定された人への介護予防プランの作成が480件、要支援・要介護になるおそれがある特定高齢者への地域支援事業の介護予防プランの作成が40件である。運営協議会で指摘された問題点は、①地域にセンターが開設されたことを知らない人が多数いること②活動状況が分からないなどのPR不足③センターの情報公開が必要などである。

(その他の質問項目)
○米子市クリーンセンターについて

○給食について
○子育て支援について



岩崎康朗議員(新風)

本市の着地型観光メニューをどう考えているのか

■議員 大山・中海・宍道湖圏域の着地型健康メニューは全体的に充実しつつある。境港の「鬼太郎によるまちづくり」等にしても、着々と着地型メニューが整備されつつある。本市は、どのように着地型観光の充実を図るのか。

■市長 現在実施中の中海・宍道湖・大山圏域における広域観光連携において、圏域全体への観光客の入込み増加を図ることにより、個々の観光地に波及させることを狙っている。

■議員 観光ソフトの開発事業では、泉質にこだわり、保温効果を持続させる温泉成分を保有したエステオイル等の開発も手掛ける。このような大規模なソフト開発は、様々な協力を得て推進しなければならない。皆生

温泉の活性化を重要事項としている市長として、この取組に対し、どのように関わるのか。

■市長 ソフトの開発自体は、皆生温泉が主体となつて行つてほしいと思うが、従来の「皆生温泉にぎわい創出事業」などを通じて支援を継続していきたい。

■議員 エステやサンドウオークと観光を組み合わせたホットソルトスプリング・ウエルネス事業を活用し、皆生温泉と共同して進まれることを要望したい。

公民館職員の駐車料金の徴収について

■議員 公民館の館長会で、「通勤用自動車の駐車料金をお願いする」旨の説明があつたと聞いた。館長会での反応は様々であつたということだが、「各公民館で料金格差があるのはどうか」「負担が今以上にかかるのはどうか」との意見もあつたようだ。そこで、以下伺う。

(1)どのような目的があるのか。
(2)徴収に至った経緯は。
(3)いつから徴収するのか。
■市長 (1)行政財産である市有施設の適正な管理を図るとともに、本年3月に策定した米子市行財政改革大綱に掲げている受益と負担の適正化及び負担の公

平性の実現を図ることを目的として実施するものであり、市有施設に勤務する公民館職員も含む市の職員等が、施設内に通勤用自動車駐車場する場合に使用料を徴収するものである。

(2)平成15年度以降、鳥取県や鳥取市などが実施される中、財政健全化プランの中で財政の構造改革を重要な基本方針として位置付け、受益者負担の見直しを掲げ、この取組を米子市行政改革大綱・実施計画の実施項目に定め、実施することとした。

(3)本年9月から、米子市行政財産使用料条例に基づく使用料を徴収する。

○その他の質問項目)
○入湯税について



たけうち えいじ
竹内英二議員(新風)

米子市総合計画基本計画と米子市行政改革大綱の整合性について

■議員 総合計画は総花的で理解しづらい上、項目どおり実施すれば、かなりの歳出になると感じた。反対に、行政改革大綱

綱実施計画は、一律的にカット、縮小され、これでは米子経済が、市民が縮こまってしまわないかというイメージを抱いた。私は市長が目指している「生活充実都市・米子」の実現に向けた基盤である総合計画と行政改革大綱実施計画に整合性がないと感じている。この計画で、果たして「活力みなぎる米子」「ゆとりある心豊かな米子」の実現ができるのか不安を覚え、市長の所見を伺う。

■市長 新総合計画は、本市の将来像の実現に向けて、「市民との協働によるまちづくり」等を基本理念に掲げ、「活力みなぎる米子」等を基本目標として、この米子がいきいき輝くものとなるよう、まちづくりを進めることとしている。また、地方分権時代にふさわしい地域の自立を目指し、持続可能な財政基盤を確立するため、行政改革大綱実施計画に基づき、定員適正化計画の策定などに取り組んでいる。より効率的な行政運営に努めることが、夢のあるまちづくりを実現することにつながるものと考えている。

ごみ減量化対策における市民意識の改革について

■議員 一般廃棄物処理基本計画に掲げたごみの減量化を実施していくためには、市民の意識の高揚が非常に重要となる。アンケートによると、多くの市民がごみ問題に関心を持ち、減量化の必要性を挙げている反面、「減量化に対する工夫は考えていない」という回答が圧倒的に多かった。計画の中では、教育・学習・啓発で市民各層の意識改革により目標を達成するとあるが、そのようなことで意識が変わるのか。「市民の意識改革」と言葉で言うのは簡単であるが、並大抵なことではない。そこで、市民の意識改革に向けた市長の自信のほどを伺う。

■市長 ごみの減量化は、市民一人ひとりの意識や行動の変化によって、初めて実現できるものである。昨年度実施したアンケート調査の結果によると、「いつも減量化の工夫をしている」という市民以外でも、ごみ問題に何らかの関心を持っており、現状に対する疑問や物を大切にしている市民が大変多く、こうした市民にごみ減量化について十分理解いただき、そうした意識を日々の行動に結び付けていただくことができるよう、十分な説明・広報等をしていきたい。

(その他の質問項目)
○市道日原茂川石井線改良工事について



かどわき くにこ
門脇邦子議員(未来)

公園の管理・整備・設置について

■議員 錦海町二丁目のブランコは、2年以上使用できないが、本市の公園の遊具などの整備状況はどうなっているのか。

■市長 定期的なパトロールを実施し、早期の安全対策と修理等の対応に心掛けています。使用できない遊具は、緊急性と利用度の高い箇所から補修や改善に努めている。

■議員 ブランコの修理には150万円かかるが、早急の整備を強く要望する。

■議員 山陰歴史館横の障がい者用トイレには警報ブザーが設置されていない。他のトイレの状況はどうか。

■市長 総合公園など比較的大きな利用者の多い公園を中心に24か所設置している。非常用呼

び出しボタンのないところもあるが、早急な対応は困難である。
■議員 警報ブザーがなくなったときの対処方法の周知を要望する。
■議員 観音寺新町やオーシャンヒルズの住民から、公園の設置要望があるが、今後の設置予定を伺う。

■市長 整備が必要な公園から計画的に実施することとしており、計画の策定に当たっては、地域住民とも調整を図りながら整備に努めたい。

指定管理者制度実施をめぐって

■議員 指定管理者制度が実施され4か月経過したが、苦情や意見に対する市の対応を伺う。

■市長 市民からは、指定管理者の職員の応接態度、施設の清掃状況に関する苦情が数件あり、指定管理者に対し、十分注意するよう指導した。指定管理者からは、設備の不具合の指摘があつた。市職員からは、制度運用上の問題は聞いていない。

■議員 指定管理者による新たに実施された住民サービスは。
■市長 「山陰歴史館等における常設展観覧料の無料化と学芸員の増員」など実施されている。

■議員 指定管理者協定書では

学芸員は3名だが、現況の2名は契約違反ではないか。

■教育長 速やかな配置を要望したい。

■議員 指定管理者制度導入による経費削減と優秀な人材確保の見解と改善点を伺う。

■教育長 指定管理者が採用した職員の処遇に、市は深く関与できない。

■行政改革推進監 検討段階から市民に情報提供・パブリックコメントを実施し、選定の際は、疑問点の有無にかかわらず面接による事業者へのヒアリングを実施する。選定基準を一部相対評価から絶対評価に見直した。(その他の質問項目)

○公共交通確保について



森 雅幹 議員(未来)

ごみの減量化と有料化について

■議員 ごみの有料化がごみの減量化につながると考えているのか。

■市長 ごみの有料化は、先進

自治体の例を見ても、減量化のための非常に有効な施策の1つだと考える。

■議員 有料化に当たって、現在の各家庭の庭先まで収集する戸別収集方式と、数十世帯が1か所のステーションに集めるステーション収集方式の格差をどのように埋めていくのか。

■市長 有料化の実施に当たり、戸別収集とステーション収集の収集方法の整理は、原則、ステーション収集に統一していくべきであろうと考えているが、具体的には、「廃棄物減量等推進審議会」で収集の体制について審議いただく中で、いろいろな意見を伺っていきたい。

■議員 有料化による財源は、現在措置している経費の財源の肩代わりをするのではなく、今行っている以外の新たな減量化対策のみに使うべきだと考えるがどうか。

■市長 有料化に伴う手数料の使途は、ごみの収集から処理に係る一連の経費のほか、ごみ減量化や不法投棄対策等に係る経費の一部として使用すべきであると考えている。

通学路への防犯灯の設置について

■議員 子どもの通学路の安全の問題は、全国的に大問題になっている。市内周辺部の学校の児童生徒は、日没後は真っ暗になる通学路を通って帰宅をしている。早急にこの通学路に街路灯を整備する計画を作る必要があると考えるがいかかがか。

■教育長 通学路の安全点検は、通学路を指定する学校長が適宜点検し、危険箇所等を把握していると認識している。通学路の防犯灯は、学校及びPTA等の要望があれば調査し、必要な箇所は道路管理者等への要望をしていきたい。

■議員 道路管理者である市長は要望があれば設置をするのか。

■市長 街路灯は、交通安全のための施設整備の観点から設置しているものであり、道路照明として必要なものを、道路幅員、交通量、設置する場所等を勘案し、要望に対し、必要性を検討して年次的に設置している。よって、通学路の安全のための街路灯の計画を作成することは、困難であると考えている。

■議員 今まである防犯灯又は街路灯とは別の新たな施策として、するのかもしれないのか。

■市長 防犯灯は防犯灯、街路灯は街路灯ということで、設置を考えていきたい。

(その他の質問項目)
○保育園問題について
○行政のあり方について



笠谷悦子 議員(公明党)

少子化対策前進の米子市を目指して(子育て割引について)

■議員 子育て中の家庭の負担を軽減し、社会全体で子育てを応援しようと、自治体が企業や店舗などの参加を募って、買い物や施設を利用する際、料金の割引をはじめ、様々な特典を受けられるサービスを提供する自治体が増えてきている。隣の島根県でも既に「しまね子育て応援パスポート事業(こっころ)」として実施している。米子市でも県内で率先して「子育て応援プラン」の一環として取り組んでみてはどうか。市長は「子育て割引」サービスをどのように考えているのか。

■市長 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、自治体に登録した企業や店舗等で買い物をする際、料金の割引をする制

市民サービスの向上について

■議員 庁舎内で「癒しの音楽」を流すことによる効果は、様々なものがあるとの答弁をいただいたが、放送設備や予算の問題からか、いまだに実施されていない。効果があるものなら、早期に取り組むべきであると思うがいかかがか。

■市長 「癒しの音楽」を流すことの効果は、市民がリラックスした雰囲気の中で用事をされたり、職員も精神的なストレスを解消し、効率的に仕事ができるなど、様々なものがあるとの認識は変わりはない。市庁舎の放送設備はかなり旧式で、操作に苦慮したが、近々、曲名、音量、

時間帯等を試行しながら取り組んでみたい。

■議員 行政は最大のサービス産業であるとの認識を持ち、「あいさつ」の徹底を実践すべきと考えるがいかがか。

■市長 現在実施している接遇研修でも、民間の講師により、実践的、具体的な研修を行っており、特に窓口におけるあいさつの大切さは、再三指導してきているが、不十分な部分もある。今後、接遇研修の充実を図り、あいさつはコミュニケーションの第一歩であることを徹底していきたい。

○その他の質問項目)



野坂道明議員(新風)

交流人口の増大が地域経済に及ぼす効果について

■議員 今や全世界の直接旅行費は24兆円とも言われ、今秋、国会において、観光立国基本法が制定されると聞いている。コ

ンベンション誘致による地域経済への波及効果は、大変大きいものがある。私は、このコンベンションビジネスを更に進化発展させ、スポーツ、文化、音楽等、ありとあらゆるイベントを米子に誘致し、人、物、金、情報をすべて取り込む、交流人口の増大化を図ることに力を入れるべきだと考える。交流人口が増大することは、地域間の相互理解を深め、それがきっかけで、企業誘致が促進されたり、様々なビジネスチャンスが生まれる可能性を秘めている。人員と機構改革も含めて考えを伺う。

■市長 コンベンションやイベントの誘致は、大きな経済波及効果を持っている。本市は、働とつとりコンベンションビューローが、本市へのコンベンションなどの誘致の中心的な役割を担っていただけるものと期待をしております。応分の負担も行って。ビューローでは、開催支援組織としてのコンベンションサポート事業共同組合の設置などの努力を重ねている。今後、県、ビューローと協力し、誘致に努めていきたい。

■議員 加茂中学校の校舎の耐震診断業務が計画されているが、耐震診断を行い、耐震補強工事を行っても、耐用年数が延びるわけではない。加茂中学校は、都市計画道路にかかっており、耐震診断を行う意味があるのか疑問に思う。耐震診断を行うのではなく、移転建替えを視野に入れ、耐力測定・公立学校施設においての構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の3項目を総合的に調査し、建物の老朽化を評価するもの)を実施し、中断している計画道路の開通を一日でも早く行うことが、米子市の発展につながるのではないかとと思うがいかがか。

加茂中学校耐震調査について

■市長 加茂中学校の移転は、移転に係る事業費が財政状況に及ぼす影響が大きいため、事業を休止している。学校は、生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるので、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて耐震診断を実施し、その結果、耐震改修工事が必要となれば、休止している加茂中学校移転の時期を見定めながら、検討したい。なお、耐力測定を実施すべきではないかとのことだが、耐震診断の結果も踏まえて検討したい。

○その他の質問項目)

○地域コミュニティの再構築について

行財政改革について



中川健作議員(未来)

自然再生推進法について

■議員 過去の社会経済活動等によって損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的に、02年12月に自然再生推進法が制定された。この法律は、干拓・淡水化事業によって大きなダメージを受けた中海の自然環境や生態系を取り戻すために、うってつけの法律である。そこで、以下伺う。

(1)中海再生のためには、どのような施策が必要と考えているのか。
(2)現在、米子湾の自然再生を目指して、地域住民、NPO、大学などの研究者、企業、県や国などが参加して、自然再生協会の立ち上げに向けた取組が行われている。本市も積極的に関わるべきと考えるがどうか。

■市長 (1)中海再生を実現するためには、まず、「第4期中海湖沼水質保全計画」に基づき、中海の水質浄化を進めることが重要と考えるが、行政のみでは実現できるものではなく、地域住民、関係行政機関等の連携や協力が不可欠である。

(2)本年4月に民間主導による自然再生センターが設立され、自然再生協議会の設立準備が進められているが、今後、国土交通省、県など関係機関の動向を見守りながら対応していきたい。

島根原発耐震安全性について

■議員 今年5月5日、島根原発のすぐ近くで、中国電力が活断層は延長していないと言い切っていた場所から、新たに活断層が見つかった。調査をした大学教授は、島根原発の耐震上考慮すべき活断層の長さは、少なくとも18kmであると発表している。市民の不安の声を受けて、米子市は98年10月6日に、中国電力などに対して、宍道断層の全域調査を行うように申し入れを行わず、「断層の長さは8kmで安全である」という結論を出し、国もこれを承認した。米子市の

全域調査の申し入れを無視したことの間違いがこのたび明らかになったのであり、中国電力や国の責任は重大である。中国電力は、この夏から1年半かけて、鳥根原発周辺の地質調査を行い、耐震安全性を評価すると発表しているが、この機会に活断層の徹底的な調査と耐震安全性の検証を、改めて中国電力や国に申し入れるべきではないか。

■市長 市民の不安軽減を図る上でも、中国電力に対し、国の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂原案に照らした地質調査と耐震安全性の評価を徹底的に実施されるよう申し入れを行いたい。



尾沢三夫議員(新政会)

市街化区域・市街化調整区域の線引き及び区域区分について

■議員 現在、都市計画で市街化区域と市街化調整区域との線引きを行っている区域がある。この場合、市街化調整区域においては土地利用の制限が厳し

く、建物等が建設できない状況となっている。近年、経済が沈滞している現状を考えたときに、この際、線引き制度を撤廃して、自由に土地利用ができるようにしてはどうか。

■市長 線引き制度の目的は、無秩序な市街化を防止し、良好な都市形成を行うために、優先的かつ計画的に市街化すべき区域と、当面市街化を抑制すべき区域とに分けて、段階的な市街化を図るもので、本市では、昭和46年に佐陀川以西の地域について導入している。無秩序な市街化の拡散を放置すると、道路や下水道も整備されないまま、あちこちに家が建ち並んでいくことになり、質の低い市街地が虫食いの状に広がっていくことになる。そうすると、優良な農地や自然環境を守ることでもできなくなり、結果的に、散漫な市街地に道路などの公共施設の後追い整備を強いられることになる。このように線引き制度は、無秩序な市街地の拡散を防止し、自然環境や農林業などとの調和のとれた市街地の健全な発展に貢献してきたところであり、本市においては、今後とも必要な制度であると考えている。

■議員 線引き制度が必要とのことだが、伯仙地区は都市計画

区域外であり、淀江地区は非線引きとなっている。このことは、同一行政区域の中で、土地利用及び建築規制などが異なっているが、どう考えているのか。

■市長 同一行政区域内に、土地利用計画上の取扱いが異なる地区が複数存在することは、地域間での不公平というよりはむしろ、市全体の一体的かつ計画的なまちづくりを推進する上で好ましい状況ではないと考える。

■議員 県内の市町村の線引き導入状況はどうなのか。

■市長 米子市、境港市、日吉津村で構成される米子境港都市計画区域以外では、鳥取市で導入されている。

■議員 県外で線引きを撤廃した自治体があるのか。

■市長 和歌山県や宮崎県などの自治体で撤廃した例があると承知している。

■議員 やはり、本市の活性化を考えるならば、線引き撤廃といった思い切った施策が必要であると考えるので、ぜひ検討していただきたい。



おかわらえいじ
岡村英治議員 (日本共産党 米子市議員団 議員)

お年寄りの負担増を許さない取組を



■議員 老年者控除の廃止、公的年金控除及び定率減税の縮小などの今回の税制改悪による高齢者への影響額及び非課税から課税対象になった人数を伺う。

■市長 65歳以上の納税者を見ると、税額で7880万円の増加であり、今年度から課税対象になった人は3950人である。

■議員 「非課税措置」の廃止により、どういったサービスが受けられなくなるのか。

■市長 軽度生活援助事業などの高齢者福祉関係が11事業で、延べ約780人、老人医療などの保険事業関係が6事業で、延べ約2200人、基本検診などの老人保健関係で、延べ約2万6400人、市営住宅関係で4世帯に影響がある。

■議員 高齢者の生存権を脅かす今回の負担増をどう認識しているのか。見直しや凍結を政府に求めるべきではないのか。

■市長 裕福な高齢者とそうでない高齢者との間や、高齢者と現役世代との間で不公平が生じており、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが重要であるとの考えから、このたびの税制改正がなされたものと考えており、見直しや凍結を政府に要望する考えはない。

高齢者無料パス券の復活を

■議員 今年度から、高齢者が社会参加を図る上で大変好評だった「バスの初乗り運賃無料パス券」が打ち切られた。96年度から始まったこの「高齢者敬老乗車券交付事業」は当初、70歳以上のすべての高齢者を対象に24枚つづりのクーポン券を交付していたが、00年度からは住民税非課税世帯の高齢者を対象にしたバスカードの交付に切り替えられ、昨年度まで続けられた。なぜ突然に打ち切ってしまったのか。

■市長 この制度は、高齢者の社会参加の促進と高齢者福祉を増進するため、平成8年度に創設され、70歳以上の高齢者に利用いただいたが、事務事業の見直しの中で、路線バスの利用者

に求めるべきではないのか。

に限定され、不公平感が強いとのことから、本年3月末をもって廃止した。なお、NPO法人等の福祉有償運送への参入を促進することで、高齢者や障害者など移動困難者に対する移送サービスの確保に努めていきたい。

■議員 不公平感があるのであれば、もつとサービスを充実させていくべきだと思ふがどうか。

■市長 事務事業評価の中で検討した結果、不公平感があるということがあったので、廃止することにした。

(その他の質問項目)

○税金のむだ遣い中止を

○郵便局集配局廃止に反対を



まつもとまつこ
松本松子議員
(日本共産党
米子市議会
議員団)

中学校の完全給食の実施を

■議員 給食を実施することは、子どもの権利を保障し、学校の抱える問題を解決する上で大切である。市政上、教育行政上、優先させるべき課題である。早期実現の重要性を主張し、伺う。

■市長 行政改革の実施による財政状況を勘案しながら、検討を行っていく必要がある。

■議員 給食の原点は、憲法で保障されている発達権、生存権、教育権につながる。実施しないことは、子どもの権利をないがしろにするものではないのか。

■市長 市政全体の基盤の確立を図るため、行財政改革に取り組んでおり、この進捗よく状況を勘案しながら検討したい。

■教育長 市長と同じである。

■議員 学校給食法の改正で中学校を含む義務教育諸学校に適用範囲を拡大したのは、青年前期の生徒に対し、適切な給食を実施し、義務教育の完成、食生活の改善に寄与する等のためである。中学校給食は、市の任務と考えるがいかがか。

■市長 財政基盤の確立を目指して行財政改革を進めており、その状況を見ながら検討したい。

■教育長 平成6年に米子市立中学校給食検討委員会からの報告を受けて、調査研究をしているが、市長と同じ考えである。

乳幼児健診について(19年度以降も淀江で実施を)

■議員 淀江で行ってきた乳幼児健診は、19年度からふれあ

いの里で行うことに合併協議で決められているが、淀江地域の子育ての中の方たちの「遠くて大変だ。淀江で受けさせて欲しい」という声をたくさん聞いている。子育て支援というのなら、要望にそった支援をすべきではないのか。

■市長 淀江支所での乳幼児健診は、現在鳥取大学医学部小児科・脳神経小児科の医師の協力により実施しているが、全国的な小児科医師不足の傾向の中、乳幼児健診における小児科医師の確保が困難な状況である。このような状況で、ふれあいの里、淀江支所での分散実施は今後困難となることが想定され、乳幼児健診の統合は早晩実施しなければならぬ。

■議員 合併における不都合を一番大切にしなければならぬ。乳幼児が受けることになる。市の次世代育成計画を見ると、市内には小児科の医療機関が60施設もある。これは他の3市を大きく上回っている。今後も医師の確保に努めるために、どのような努力を行うのか。

■市長 今後も、西部医師会及び鳥取大学医学部に対し、協力の支援の要請を行っていきたい。

(その他の質問項目)
○介護保険について

○国民健康保険について
○公園管理について



わたなべりょうじ
渡辺穰爾議員(新風)

都市計画法第34条第8号の3・4の現在の検討状況と県及び周辺市町村との調整状況について

■議員 都市計画法第34条第8

号3及び4の規定に基づいて区域、建築物の用途を条例で定めることにより、許可が可能となり、開発行為が拡大できる条例の現在の検討状況と、県及び周辺市町村との調整状況が、昨年6月の定例議会以降1年を経過した現在、いかに進んでいるのか。

■市長 市街化調整区域内の土地利用は、平成16年度から、庁内関係課で組織する「土地利用調査検討委員会」において検討を行っており、引き続き規制緩和を検討している。また、県及び周辺市町村との調整状況は、本年度から、県と米子市、境港市及び日吉津村の担当者で土地利用に関する意見交換を行い、市街化調整区域での開発行為の

取扱い等について調整・検討を行っている。

■議員 都市計画法第34条の変更で、開発許可基準がなくなつたということは、大規模な開発が今後できなくなつたと理解しているのか。

■建設部長 市街化調整区域における大規模開発は、原則不可となるが、地区計画を定めた場合、同計画に適合するものは許可の対象となる。大規模集客施設は、許可の対象とならない。

団塊の世代が60歳に到達し始めることを踏まえた市長の施策について

■議員 本市でも、いわゆる団塊の世代が人口のピークを形成しており、団塊の世代の方から定年後の暮らしへの不安や、市がどのような施策を考えているのか分からないといった不満を耳にする。市長は、本市における課題や問題点をどのように認識され、それを総合計画の基本計画等の中で、どのような方策として反映されているのか伺う。

■市長 07年はいわゆる団塊の世代の定年退職が始まる年であり、職域から地域へと日常生活の拠点が移ることによって、退職後の継続的な雇用の場の確保や、蓄積されてきた知識や経験

をいかして地域社会の担い手として活躍していただけるような仕組みづくり、保健対策や生涯学習の充実など、多岐にわたる分野での問題点や課題を認識している。総合計画では、07年問題の対象者に限定はしていないが、継続雇用制度及び健康づくり意識の普及・促進、人生大学・公民館大学をはじめとする多様な学習機会の提供などに取り組むこととしている。

■議員 市役所では、向こう5年間で110名が退職されるが、知識や経験の継承の方策を伺う。
■市長 特に割合が多いとは言えないため、影響はない。



なかだ としゆき
中田利幸議員(新風)

高齢者施策について

■議員 17年度の高齢化率が21・7割となった本市は、「超高齢社会」へ突入したと言っても過言ではない。そこで、このような高齢社会の状況に達している米子市として、今後の高齢施

策を推進していく上で、どのような地域コミュニティと地域ケア体制を考えているのか。

■市長 市内11の生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、連携を図る場を設けるなど、地域コミュニティの構築に努めている。引き続き、障害の有無にかかわらず、人が人として、その人らしく暮らせるような地域コミュニティの育成・発展に努め、地域住民と一緒にやって地域ケア体制を確立したい。
■議員 独居高齢者への支援体制に、どのような不十分さがあると認識しているのか。

■市長 高齢者が安心して暮らしていただけるようにするためには、地域のどこで、どのような状況で生活しておられるのかを把握することが必要である。これまでも、対象者が多いことから、民生児童委員に協力を依頼し、心身の状況や家族の状況等の把握に努めてきたが、個人情報保護の問題もあり、すべての高齢者の状況を把握することは困難である。

「まちづくり3法見直しに伴う施策の進め方について

■議員 「まちづくり3法」の見直しについて、改正前との相違

点を伺う。

■市長 今回の改正では、①新たに公共公益機能、業務機能、商業機能等の多様な都市機能を中心市街地に集約すること②街の活力の源泉である居住人口を増加させる措置——が盛り込まれていることが挙げられる。

■議員 米子市の「中心市街地活性化基本計画」策定作業における変更点と今後の手順を伺う。

■市長 8月に中心市街地活性化に関する国の基本方針案が明らかになる予定であり、新たな計画は、従来の計画の延長線上で改正を行うのではなく、今回改正された中心市街地活性化法の理念を意識しながら、策定作業を行うことになる。

■議員 中心市街地とその他の地域で、現在の依然拡散傾向の都市機能と都市構造上の問題をどうとらえているのか。

■市長 近年の広域的な都市機能の拡散傾向は好ましいものではなく、今回のまちづくり3法の改正の目的でもある拡散型の都市構造が進まないよう歯止めをかけることは、本市の効率的な都市経営の観点からしても有効である。



まつだ ただし
松田正議員(新風)

SC鳥取への支援について

球技場での練習使用の回数を増やすことはできないのか。

■市長 東山球技場のピッチは、構造的に芝の根張りが弱いため、使用頻度が上がり芝が損傷すると、その復旧に時間を要する。よって、当面は、週1回の使用で芝の損傷状況を見ながら、今シーズン終了後に改めて検討したい。

米子市の少子化対策について

■議員 子どもをつくらない、つくれないのは、将来への漠然とした不安があるからだと考えている。そこで、金銭的支援、防犯対策を速やかに展開する必要があると思うが、本市の少子化対策を伺う。

■議員 先般、鳥取市が「SC鳥取」をホームタウンとして支援すると発表された。鳥取市営バードスタジアムを有する鳥取市は本気である。具体的な動きとしては、市ホームページに専用ページの設置、市庁舎内に告知コーナーの設置、鳥取市長自らが応援団長を務める市職員応援団の結成など積極的な運動をされている。そこで、市長の「SC鳥取」の価値に対する見解と今後の支援策を伺う。

■市長 SC鳥取の活動は、サッカーを愛する人たちだけでなく、市民、県民に夢と希望を与え、地域活性化にもつながるものであり、その存在は地域の財産であると認識している。展示コーナーを設置するなどの今後の支援策については、検討してみたい。

■議員 現在週1回特例許可されている「SC鳥取」への東山

■市長 児童手当は、第1子2子が1月5000円、第3子以降が1月1万円を支給しているが、今年の4月から所得要件の緩和と、支給対象範囲が小学校3年までから小学校6年までに拡大された。保育料は、第3子以降を3分の1に減額しているほか、国の示す基準より全体で平均約23割軽減している。

■教育長 学校においては、昨年度から侵入者を想定した避難訓練を全校で実施するとともに

に、安全確保のための教職員の連絡体制や学校の実態にあわせて非常時の対応マニュアルも整備済みである。

■議員 犯罪の抑止力の面から見ても非常に効果の高い防犯カメラは、全小学校には1台ずつ設置されているが、これを増設されるとともに、保育園にも設置されることを要望したい。また、金銭的支援においても、もう一步踏み込んだ米子市独自の具体的支援策を打ち出していきたい。



うちだ たかつぐ
内田隆嗣議員(未来)

子育て支援センターの現状について

■議員 「よなごっこ未来応援プラン」で、子育て支援センターを子育て支援の核と位置付け、保育所、幼稚園、健康対策課、子育てサークル等との連携を十分に図り、家庭に引きこもる子育て家庭がないよう、地域の環境づくりを進めていく必要がある。そこで、子育て支援センター

について以下伺う。

(1)現状

(2)PR活動

(3)子育て関係機関との連携

■市長 (1)地域における子育て支援の推進を図るため、市内5か所に子育て支援センターを設置し、主に家庭で子育てされている保護者を対象として、子育ての悩み・心配ごとなどの相談や各地域にある子育てサークルの支援を行っている。

(2)子どもを出産された家庭に対し、出産2、3か月後に予防注射の案内を送付しており、その際、子育て支援センターのチラシも同封しているほか、乳幼児検診の際、地域の主任児童委員を通じPRを行っている。

(3)子育て関連事業のすべてに対し、支援センターの職員が出向くことはできないが、どのような事業がいつどこであるのか連携を取りながら、保護者に周知できるようにしている。

道州制をどのように考えているか

■議員 市長は、新聞社のアンケートの中で、道州制の導入について、賛成の立場をとられていたが、その理由を伺う。

■市長 国及び県の権限と、そ

れに見合う財源が市町村に移譲されれば、これまで以上に自主的に特色をいかした行政運営が可能となると考えたからである。また、県境がなくなれば、中海・宍道湖・大山圏域の連携・協力がより行いやすくなるという効果も考えている。

■議員 道州制の導入は、どのようなデメリットがあるのか。

■市長 権限、財源の移譲がなければ、新しい道州の中でへき地になるおそれがある。

■議員 道州制の導入によって、従来の県境を越えた広域合併も考えられるがいかがか。

■市長 道州制の導入が現実化してきた段階で、近隣の自治体の動向も見極めつつ判断すべきである。

■議員 州都はどのように考えているのか。

■市長 地方制度調査会からの答申の中で、例示としての区域案は示されたが、今後、国民的議論の中で、まずは道州制のより具体的なあり方を検討すべきであり、州都についての議論は時期尚早である。

(その他の質問項目)
○ビジネス支援事業について



わたなべてるお
渡辺照夫議員(新風)

淀江地区住民の不安解消のため、住民の声を聞く必要があるのでは

■議員 今回の選挙を通じて、

旧淀江町民の不満、不安を大変強く感じた。住民負担は増え、公共施設は使いにくくなる、合併協議会の中で協議された問題も実現の見通しが立たない等、合併のメリットがまるで見えてこないという認識を多くの住民が持っているのではないだろうか。市長は、合併効果として、米子市のイメージアップ、特例措置の活用、行財政の効率化を挙げているが、合併を単なるイメージアップを図るために活用し、その結果、旧淀江町民が不満を持ち、不安を感じることがあつてはならないと思う。こうした住民の思いを受け止めるために努力されるべきだと思うがいかがか。

■市長 合併後の1年4か月の間、淀江地区で開催されるイベントや行事等には、できるだけ多くの時間を割いて出かけるよ

うにしており、多くの淀江地区の住民と触れ合うことができ、いろいろな意見を伺ったり、話をするのができた。今後、都合のつく限り、話をしたいと思っている。また、「米子市淀江地域審議会」でも、いろいろな情報提供を行いながら、淀江地区の住民の不安の解消に努めていきたいと考えている。

農産物のブランド化支援や地産地消は進められているか

■議員 新しい総合計画の中で、「関係機関と連携した地産地消の推進体制を整備する」と、また、施政方針の中で、「地元で生産した安全で安心な農産物の使用促進を図るため、地産地消推進計画を策定する」と明言されているが、どのような体制で進めていくのか。また、農産物のブランド化はどうなのか。

■市長 地産地消の推進は、地元農産物を消費者へ直接販売する「ふれあい市」や、農産物の加工を行う婦人グループなどに対する支援を、また、学校給食において、極力、地元で取れた農産物を使用する努力をしてきた。今後、総合計画に掲げている施策の推進に向けて、農協等の農業者団体、市場関係者、地

元生産者、消費者団体等及び市の関係各課と連携した推進体制を整備していきたい。また、農産物のブランド化は、農産物販売競争力の強化や地域経済の活性化が図られ、望ましいことと考えている。ブランド化のためには、良質な農産物の生産、確保及び消費者の認知が不可欠であるので、農業者・農業者団体が農産物のブランド化に向けて主体的な取組を行う場合、どのような支援・協力ができるのか模索していきたい。

○その他の質問項目
○まちづくりについて



谷本 栄議員(新風)

平成18年度補正予算について

■議員 昨年の6月議会で指摘し、18年度予算から一部一般会計からの繰入れが実施された特別会計の処理(16年度末及び17年度末の繰上充用金額)を伺う。
■市長 16年度末の翌年度からの繰上充用金は約50億6500

万円であり、17年度末は約63億4700万円である。

■議員 昨年6月議会で、繰上充用金を減らすには、財務構造の転換がなければ解決しないと答弁されたが、この1年間の財務構造の転換状況を伺う。

■市長 駅前地下駐車場特別会計では、一般会計からの繰出し基準を見直して、繰上充用金をこれ以上増加させないための当初予算とした。

■議員 地方自治法施行令第166条の2の解釈を伺う。

■市長 会計年度経過後、歳入が歳出に不足する場合は、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度の歳入に充てることができるとのことである。これは、当該会計が事実上赤字決算となっていることを示すものであり、好ましい形ではないが、自治体の会計処理上やむを得ず設けられた制度である。今後、赤字解消に向けて財務構造の転換を図るために、様々な検討及び取組を行っていききたい。

認定こども園の法整備を受けて

■議員 就学前の子どもの教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を

備える施設として、都道府県知事から「認定こども園」として認定を受ける制度が、6月に制定された。これに関し以下伺う。

(1)県条例制定に当たり、市が意見を述べる機会があるのか。

(2)都市部の待機児童解消が大きな理由との見方もあるが、本市の待機児童の現状を伺う。

(3)この法律で、子育て不安に対応した相談できる機能を備える施設が求められているが、本市の現状を伺う。

(4)この制度を推進しようとするれば、事務範囲が非常に複雑化し、当然職員配置が必要になると考えられるかがか。

■市長 (1)鳥取県は現在、国のガイドラインを参考に条例策定の準備中であり、質問等があれば逐次することになっている。(2)本年7月1日現在で36名と推計しており、そのほとんどが3歳未満児である。(3)保育所、子育て支援センター、家庭児童相談室及び県の児童相談所等による子育て相談や乳幼児健診における育児相談を行っている。

(4)詳細が明らかになった段階で検討していきたい。
○その他の質問項目

○退職金の発行について



遠藤 通議員(クラブ)

行財政改革問題について

■議員 市有施設の通勤用自動車の駐車について使用料を徴収することのだが、使用料徴収の行財政改革効果にどのような期待をしているのか。

■市長 今回の取組は、行政財産の適正な管理及び受益と負担の適正化、負担の公平性を実現するために実施するものである。

■議員 市の使用料、手数料改定の基本的な考え方を伺う。

■市長 受益者負担の原則、算定基準の明確化と適正な原価計算、コスト削減に努めることである。

■議員 民間から借りている公共施設用地の借地料について、本年度契約に当たってどのような姿勢で臨まれたのか。

■市長 昨年度から16年度の借地料の5割減額をお願いし、1063万円の減額に応じていただいたが、今年度は、減額に応じていただけなかった地権者

に同様のお願いをしている。

■議員 契約実態は、市の算定額及び前年度と比較してどのような実態になっているのか。

■市長 今年度の契約額は、現時点で総額2億3491万円であり、昨年度と比較して477万円の減額となっている。また、市の算定基準額との差額は9578万円である。

伯耆の国文化創造計画について

■議員 山陰歴史館、美術館、図書館の整備計画の位置付けは、現施設の補修、増改築による保存と利便性の向上がうたわれている。この計画にどれだけの税金投資をされるのか。

■市長 基本計画に基づく施設整備方針により、概算額を精査する予定にしている。

■議員 この施設整備計画は、新市まちづくり計画の「新たな文化の発信拠点をめざす」という基本理念と市街地の都市機能の回復を目指す施策の選択としての政策評価が明確ではない。この計画によって、まちづくりの効果がどのような成果としてあらわれると考えているのか。
■市長 施設の機能や利便性の向上を図るとともに、展示学習

や歴史探訪、人的資源など様々なネットワークを構築することにより、新市の一体感の醸成をはじめ、次世代を担う人材の育成、市民や県外からの来訪者の増加も期待されることである。

■議員 他の施策との政策評価を検討されたのか。

■市長 中心市街地が有している歴史、景観、文化を活用し継承することは、新米子市の将来都市像の実現及び市街地の都市機能の回復にとって重要であり、既存施設の有効活用を図りたい。



矢倉 強議員(新政会)

市長の政治姿勢について

■議員 地方自治制度や地方議会制度が時代に合わなくなってきたと思うが、市長はどのような所見を持っているのか。

■市長 市長である私も、議員も、民主主義を確保するため、直接選挙によって選ばれ、独立対等の立場で、それぞれ独立の権限を持ち、チェック&バランスと調和によって市政運営が図られているものと考えている。

■議員 「補助金のゼロベースからの見直し」をはじめとする行財政改革に対する市長の姿勢及び決意については、3月議会でも、松代藩の恩田空の改革を例に出して質問したが、市長の行財政改革における深想を伺う。

■市長 補助金の見直しをはじめとする行財政改革は、本市の組織や機能を改革すること、主に財政の悪化や社会の変化に対応して組織の簡素合理化、事務の効率化を図ることである。行財政改革の究極的な目的は、単なる事務事業の切り捨てではなく、財政基盤を強固なものにして、市民サービスの維持・向上と地域経済の活性化を図り、最終的には、新米子市総合計画に基づき、新しい米子市のまちづくり、すなわち「生活充実都市・米子」の実現を果たすことである。

環境整備について

■議員 米子市の顔である市役所の車いす用のスロープは、前近代的なものであり、誰でも来たいときに一人で訪れられるようにすることが重要ではないか。

市長の所見を伺う。

■市長 このスロープは、高齢者身体障がい者等が建物を円滑に利用できるよう定められたハートビル法等の基準よりも傾斜を緩くしており、また、手すりも設置している。スロープ利用時にお困りの方があれば、職員が直ちに対応するように工夫してみたい。

■議員 弓ヶ浜中学校のグラウンドは、市内でも最も水はけの悪い状態であり、クラブ活動などで支障を来している。数十年前からこういう訴えはあり、教育委員会としても当然耳に入っていると思う。どのような対策を講じられようとしているのか。

■教育長 弓ヶ浜中学校のグラウンド整備、後ろ校舎屋上の庇の修理等は、学校から施設改善要望が出ているが、要望には、実施する優先順位の基準を定めている。よって、庇の補修工事は8月に実施するが、グラウンド整備は、他校の状況と比較検討しながら、優先順位に従い、緊急を要するものから実施していきたい。

○その他の質問項目
米子市清掃工場問題について

藤尾信之議員(新政会)



まちづくり3法について

■議員 今回のまちづくり3法の見直しは、郊外への市街地拡散を抑制し、街の機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティの考え方に基づいた内容となっている。都市計画法の改正による大型店の立地調整の強化と、中心市街地活性化法の改正による意欲的な中心市街地への多様な支援策の集中を両輪として推進しているのが特徴だが、このまちづくり3法改正の市長の見解を伺う。

■市長 新まちづくり3法は、中心市街地の活性化を果たすために、これまでの旧まちづくり3法を強化する方向で改正され、今回の改正は、少子高齢化の急速な進展と人口減少社会の本格的な到来、環境問題に対する関心の高まりなどを背景として、これらに有効とされる集約型都市構造への転換を目指した構造改革の取組の1つである。

■議員 まちづくり3法の改正と米子市中心市街地活性化基本計画との整合性をいかに図るのか。

■市長 今回の法改正により、新たな中心市街地活性化法では、基本計画で定めるべき事項として、①公共施設などの都市福利施設を中心市街地に整備する事業②中心市街地における住宅の供給と居住環境の向上のための事業③中心市街地への都市機能の集積促進を図るための措置に関する事項―等が追加されている。これらの細目は、今後、国から示される基本方針や運用方針によって明らかにされることになっているので、本市の基本計画との整合性は、それらの内容に左右される。

■議員 まちづくりの観点から見て、今回の法改正の趣旨と現在の米子市総合計画や都市計画マスタープランとは、整合性がとれていないと考えるがどうか。

■市長 現在の都市計画マスタープランは、総合計画を踏まえて策定したものであり、「中心市街地の再構築を図り、その周辺において、都市機能と居住機能とが調和した都市生活空間の形成を図る」ことを目指した内容となっており、今回の法改正の趣旨と整合が取れていると

考えている。

■議員 改正3法が完全施行となるまでの間に、法改正の趣旨に反した大型店の出店・開発行為を許すことは、その効果を大きく減ずることになると思うがいかがか。

■市長 法改正の趣旨を念頭におきながら、現行法に基づき対応することとなる。



やすぎ たつや
安木達哉議員(公明党)
議員団

行財政改革について

■議員 米子市は非常に深刻な財政難に直面している。これからは行政でなければできないサービスに徹し、行革を断行する中で行政規模を縮小し、財政をスリム化すべきと考える。行政のむだを一扫し、簡素で効率的な市政運営が望まれる。そこで、市長は、推進する改革の事務事業に対する評価基準をどのように検証しているのか。

■市長 単に個別事業が赤字だからだとか、財源不足だからと

いうのではなく、現行の事務事業が時代に即したもののなのかどうか、真に効率的な市民サービスになっているのかどうか、優先度はあるのかどうかという観点から検証すべきである。

■議員 本市の場合、1期4年間の市長の退職手当が約1700万円である。このような高額な退職手当はまったく理解しがたい。この際、市長自らは襟を正し、甘い特権を廃すべきと考えるがどうか。

■市長 市長等の特別職の退職手当は、地方公務員制度や給与のあり方全般に関わるものであり、近隣他市の支給率と比較しても高くはないので、現在のところ、廃止、見直しは考えていないが、今後、全国的な動向を見ながら対処していきたい。

教師の授業力及び仕事量について

■議員 全国的に教師の授業力向上が緊急の課題として、様々な取組が始まっている一方、鳥取県内の教職員の時間外勤務の実態が明らかになった。これによると、中学校での時間外勤務時間は1か月平均48・6時間、小学校は30・9時間となっており、改めて教師の仕事のあり方

が問われている。そこで、教師の授業力と時間外勤務の実態について、教育現場の改革が急がれると思うが、どう認識され、改善されようとしているのか。

■教育長 議員指摘のとおり、ほとんどの教員は、遅くまで学校に残り、時間外勤務をすることが多いと認識している。中学校には部活動があり、そして、小学校、中学校ともに学習教材の準備や学習状況の点検、成績の処理、学校行事や校務分掌の計画立案、生徒指導や保護者対応等に時間がとられ、それ以外にも、様々な雑務をこなすことも求められている。そのため、指導力向上に向けた魅力ある授業作り等の取組になかなか向えない実態もある。よって、教職員の出張等の軽減や研究発表会を学校の希望制にしたり、各種報告文書提出文書の軽減化等により、教職員の仕事の軽減化に努力している。

(その他の質問項目)

○観光振興策について

○地域の防犯・防災について



中村昌哲議員(新風)



活力ある米子市を復興するための指標について

■議員 今市民の間では、「まちづくりの理念が見えてこない。どこに力点を置いているのか、市民に説明責任を果たしていない」などの不満が顕在化している。市長は先日、ある団体の例で講演をされたようだが、そうした情報は折にふれ市民に向けて提供されるべきものだと思う。市長の政治姿勢について、市長自らの考えで、市民に分かりやすく提言いただきたい。

■市長 市政の目標は、米子市の発展と市民生活の向上であると思っており、そのために、全知全能を傾けてまい進している。現在、財政健全化プラン、行財政改革大綱を策定し、行財政改革を進めているが、これは実現できれば、財政赤字が解消できるといふ計画で、鋭意これを進めなければならないと思っている。また、①少子高齢化対策②ゆとりある心豊かさの実現③

経済活性化対策④市役所の改革―を柱にし、初めて数値目標を入れた新総合計画(米子いきいきプラン)も策定している。今後、財政健全化を図りながら、この総合計画にそって、米子市の新しいまちづくりを進めたいと思っている。

■議員 「米子市の行財政改革に対する今後の課題について」と題したある経営研究所の講演会で、「財政が厳しい中で、いかに展望の見える行政運営ができるかが鍵。地方経済の停滞感や将来展望の見えない状況が、元気のない米子という印象を招いている」と指摘され、「将来の道筋を示すことが行政に求められている」と説かれ、その上で「少ない財源をどう使っていくかが重要」と述べられた助役に、活力ある米子市を復興させるために、市民に展望を抱かせる積極的な行政運営のあり方を伺う。

■助役 財政的な見通しを持たずに、ただやみくもに積極的な財政支出を行うのは、単なる無謀であり、破たんへの道を一直線に進むだけのことになる。まずは、行財政改革により、確固とした行財政基盤を確立することが必要であり、このことは先日開催された講演会でも、その時間の大半を費やして申し

9月定例会の日程

- 9月19日(火) 本会議(開会)
 - 21日(木) 本会議(各個質問)
 - 22日(金) 本会議(各個質問)
 - 25日(月) 本会議(各個質問)
 - 26日(火) 本会議(各個質問)
 - 27日(水) 本会議(各個質問)
 - 28日(木) 総務文教委員会
 - 29日(金) 民生環境委員会
 - 10月2日(月) 産業経済委員会
 - 3日(火) 建設水道委員会
 - 5日(木) 本会議(閉会)
- ※詳しくは、議事事務局までお問い合わせください。
- 議事事務局
電話 32-0302

上げた。懸案となっている諸事業を短期間のうちに一遍に実施に移すことは、極めて困難である。行政としては、財政状況や財政見通しについて、できうる限り分かりやすく住民にお知らせし、認識を共有するとともに、可能なものから、順次、スケジュールを示していくことが、必要ではないかと考えている。

米子市議会についてのいろいろな情報がインターネットでご覧いただけます

インターネットの米子市ホームページの表紙にある「米子市議会」をクリックしていただきますと、次のとおり、米子市議会についてのいろいろな情報をご覧いただけます。ぜひご覧ください。

- ・ 市議会のしくみ
 - ・ 市議会の運営
 - ・ 委員会
 - ・ 市議会の権限
 - ・ 請願・陳情の手続き
 - ・ 傍聴のしかた
 - ・ 議員の紹介
 - ・ 議会日程
 - ・ 市議会だより
 - ・ 会議録(旧淀江町議会分を除く)
- 米子市のホームページのアドレス
<http://www.yonago-city.jp/>

議会だより編集委員

原 紀子
尾 隆夫
田 三子
内 田
松 田
正 嗣

請願書・陳情書の作り方

請願・陳情は、市議会と市民を直接つなぐ大切な手段です。市政についての意見や希望があるときは、だれでも提出できます。

請願には、紹介議員の署名又は記名押印が必要ですが、陳情には紹介議員は不要です。

提出者は、請願・陳情の要旨及び理由、住所及び

び氏名の記載、押印などをして議長あてに提出します。提出された請願・陳情は、委員会で審査した上、本会議に諮って採択・不採択を決め、市政に反映させるようになっています。

なお、請願・陳情は、郵送でなく、なるべく議事事務局へご持参ください。

記載上の注意事項

- ①法人、団体として提出される場合は、その所在地及び名称並びに代表者の氏名及び印が必要です。
 - ②内容が2項目にわたるときは、なるべく1項目ごとに提出してください。
 - ③提出者が多数の場合には、なるべく代表者を選び、提出者欄に記入してください。
- ※事務処理の都合上、定例会開会日の2日前(市の休日を除く)の正午までに提出されたものについて、その定例会で審議されます。上記期限後に提出されたものは、その次の定例会で審議されることになります。

書 式

表 紙	内 容
○○○に関する 請 願 書	年 月 日 米子市議会議長様 (提出者) 住 所 氏 名 [㊞]
紹介議員 氏 名 (署名又は記名押印)	○○○に関する請願 1 要 旨… 2 理 由…

※陳情書については、請願書の書式に準じて記載してください。

平成18年米子市議会7月定例会提出議案等審議結果一覧表 (1)

番 号	件 名	結 果	
議案第66号	米子市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第67号	特別委員会の設置について	原案可決	全会一致
議案第68号	監査委員の選任について	原案同意	全会一致
議案第69号	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議案第70号	平成18年度米子市水道事業会計補正予算(補正第1回)	原案可決	全会一致
議案第71号	専決処分について(米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について)	原案承認	賛成多数
議案第72号	専決処分について(米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について)	原案承認	全会一致
議案第73号	専決処分について(米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)	原案承認	賛成多数
議案第74号	専決処分について(米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)	原案承認	賛成多数
議案第75号	専決処分について(財産の取得について(高比表面積消石灰))	原案承認	全会一致
議案第76号	専決処分について(平成17年度米子市一般会計補正予算)(補正第6回)	原案承認	全会一致
議案第77号	専決処分について(平成18年度米子市一般会計補正予算)(補正第1回)	原案承認	全会一致
議案第78号	専決処分について(平成18年度米子市市営葬儀事業特別会計補正予算)(補正第1回)	原案承認	全会一致
議案第79号	専決処分について(平成18年度米子市住宅資金貸付事業特別会計補正予算)(補正第1回)	原案承認	全会一致
議案第80号	専決処分について(平成18年度米子市下水道事業特別会計補正予算)(補正第1回)	原案承認	全会一致
議案第81号	専決処分について(平成18年度米子市老人保健事業特別会計補正予算)(補正第1回)	原案承認	全会一致
議案第82号	専決処分について(平成18年度米子市駐車場事業特別会計補正予算)(補正第1回)	原案承認	全会一致
議案第83号	専決処分について(平成18年度米子市流通業務団地整備事業特別会計補正予算)(補正第1回)	原案承認	全会一致
議案第84号	専決処分について(平成18年度米子市一般会計補正予算)(補正第2回)	原案承認	全会一致
議案第85号	米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議案第86号	米子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第87号	米子市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第88号	米子市犯罪のないまちづくり推進条例の制定について	原案可決	賛成多数
議案第89号	米子市交通安全対策会議条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第90号	米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議案第91号	米子市営葬儀条例を廃止する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議案第92号	米子市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議案第93号	米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議案第94号	米子市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第95号	工事請負契約の締結について(米子市淀江町地区情報通信放送施設整備工事)	原案可決	全会一致
議案第96号	土地改良事業の事務の委託に関する規約を定める協議について	原案可決	全会一致
議案第97号	工事請負契約の締結について(農業集落排水事業伯仙地区污水处理施設土木工事)	原案可決	全会一致
議案第98号	工事請負契約の締結について(内浜処理場脱水機機械設備工事)	原案可決	全会一致
議案第99号	市道の路線の変更について(福生南3号線)	原案可決	全会一致
議案第100号	市道の路線の認定について(白浜住宅1号線ほか3路線)	原案可決	全会一致
議案第101号	市道の路線の廃止について(白浜住宅線)	原案可決	全会一致

平成18年米子市議会7月定例会提出議案等審議結果一覧表 (2)

番 号	件 名	結 果	
議案第102号	平成18年度米子市一般会計補正予算(補正第3回)	原案可決	賛成多数
議案第103号	工事請負契約の締結について(淀江小学校屋内運動場改築建築主体工事)	原案可決	全会一致
議案第104号	平成17年度米子市水道事業会計の決算認定について	継続審査	—
議案第105号	平成17年度米子市水道事業会計剰余金の処分について	継続審査	—
議案第106号	平成17年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について	継続審査	—
議案第107号	平成17年度米子市工業用水道事業会計剰余金の処分について	継続審査	—
議案第108号	地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる意見書の提出について	原案可決	全会一致
議案第109号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について	原案可決	全会一致
議案第110号	基地対策予算の増額等を求める意見書の提出について	原案可決	賛成多数
報告第5号	平成17年度米子市繰越明許費繰越計算書について	報 告	—
報告第6号	法人の経営状況について	報 告	—
報告第7号	議会の委任による専決処分について(米子市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について)	報 告	—
報告第8号	議会の委任による専決処分について(米子市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について)	報 告	—
報告第9号	議会の委任による専決処分について(消防組織法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について)	報 告	—
報告第10号	議会の委任による専決処分について(損害賠償の額の決定について)	報 告	—
報告第11号	議会の委任による専決処分について(訴えの提起について)	報 告	—

平成18年米子市議会7月定例会受理陳情審議結果一覧表

番 号	件 名	結 果	
陳情第1号	地方交付税制度の財源保障機能を堅持し、充実させる陳情書	採 択	全会一致
陳情第2号	酪農・集落営農・WTO農業交渉に関する陳情書	趣旨採択	全会一致
陳情第3号	中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情書	継続審査	—
陳情第4号	出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める陳情書	採 択	全会一致
陳情第5号	「イズミ」の米子進出反対に関する陳情書	採 択	賛成多数
陳情第6号	イズミ進出に反対する陳情書	採 択	賛成多数
陳情第7号	株式会社イズミの郊外型大規模小売店舗出店反対陳情書	採 択	賛成多数
陳情第8号	出資法上限金利引き下げについての陳情書	採 択	全会一致
陳情第9号	米子市健康診断項目に関する陳情書	不採択	賛成少数
陳情第10号	イズミゆめタウン出店反対に関する陳情書	採 択	賛成多数
陳情第11号	イズミ進出に反対する陳情書	採 択	賛成多数
陳情第12号	スーパー「イズミ」米子出店に反対する陳情書	採 択	賛成多数
陳情第13号	大規模ショッピングセンター「ゆめタウン米子」出店に反対する陳情書	採 択	賛成多数
陳情第14号	島根原発プルサーマル計画の中止等についての決議を求める陳情	継続審査	—
陳情第15号	アメリカ産牛肉の輸入再開をしないよう国に対して意見書提出を求める陳情書	不採択	賛成少数
陳情第16号	教育基本法改正に関する意見書の提出について	不採択	賛成少数
陳情第17号	福祉会福米保育園老朽化に伴う屋根の改修に係る助成について	取下承認	—

※ 全会一致以外は、原案に対して可否を諮った結果を記載しています。